

2020年 11月 18日

オハラ樹脂工業株式会社

代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U愛知地方本部

執行委員長 北 村 淳

(押印略)

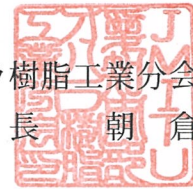
J M I T U愛知支部

執行委員長 平 田 英 友

(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会

分会 長 朝 倉 健 次



抗議並びに要求書

当労組は、貴社が本年11月9日に行った当労組組合員H氏に対する「調査」と称するいじめ行為に対し下記求めると共に嚴重に抗議致します。

記

貴社は本年11月9日午前9時に組合員H氏を社長室に呼び付け、貴社代表者と「業務部長及び同副部長」らによる、圧倒的優越的地位を使つての、アルバイト社員をなぶり者にすることがとき「調査」と称しての極めて悪質ないじめ行為を働かれました。

同席上もっぱら貴社が詰問された趣旨は、「①H氏に対する自宅待機命令に従わず、3日間出勤したこと。②処分通知書の受領をH氏が拒否したこと。が、業務命令違反に該当し、重大な処分の対象である。」というものでありました。

しかし貴社は、同氏に対する処分について当労組が異議を主張し団体交渉開催を何度も要求していたにも拘わらずこれには一切応えられないまま一方的に「出勤停止処分」の中では最高の7日間という処分を強行されました。

また、その件を刑事事件でH氏に不利な処分が下されるよう、謝罪や弁償をさせないよう図るなど、最大限の妨害を加えられました。

当労組は、就業規則の、とりわけ処分条項運用にあたり、その目的に沿って公正に運用が為されなければならないと考え、再三協議を求め、組合員である対象者を含めて対応を協議し、その方針の下にH氏が①自宅待機命令期間中に3日間出勤し、②処分通知書の受領を拒否したのであって、正当な労働組合としての対応をただけのことです。それで貴社が当労組の方針に異議があるのであれば、当労組の要求に従って率直に協議され

れば良いだけのことであり、唯職を失うことだけに怯え、ひたすらそれを願うH氏をなぶり者にしていじめることのどこに正当性があると言えるでしょう。

これは単に、労働組合法 第7条 第3号「支配介入」違反の不当労働行為に止まらず社内における優越的地位を悪用しての重大な人権侵害行為であり、社内の良俗を害する悪質な処分権、指揮命令権の濫用と言わなければならず、今後上記行為が繰り返されることのないよう、貴社代表者以下上記行為に関係した3名に対し厳重な処分を求めるものであります。

上記趣旨から、今後本件に関する一切の行為につきましては、当労組との協議又は交渉の上進められるよう求めます。当労組との合意なしに直接H氏を呼びつけたり、脅迫されたり、不利益に取り扱われたりは絶対に為さらないよう強く求めると共に、上記3名の処分に関し当労組の意見開陳の場を保障されるよう強く求めるとともに、本件を巡る就業規則運用に関する団体交渉を直ちに開催されるよう重ねて要求致します。

以 上